

3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります！

戸籍法の改正により、3月1日から戸籍制度が以下の通り変わります。

✓ 戸籍証明書の広域交付が始まります

本籍地が市外の人や、相続手続きなどで必要となる戸籍謄本なども、中央市の窓口で請求ができます。

取得可能な戸籍証明書

戸籍全部事項証明書（謄本）、除籍全部事項証明書（謄本）、改製原戸籍謄本、除籍謄本

※戸籍（除籍）個人事項証明書（抄本）、戸籍の附票、身分証明書、届書受理証明書などは対象外です。

申請受付場所 市民環境課

※玉穂・豊富支所では申請ができません。

請求できる人 本人、直系親族（祖父母、父母、子、孫）、配偶者

※委任状による代理人からの請求、第三者請求、職務上請求はできません。

持ち物 マイナンバーカードや運転免許証などの公的機関が発行した顔写真付き身分証明書

注意事項

相続手続きなどで、請求する戸籍が複数の市区町村にまたがっている場合などは、すべての戸籍を調査するため発行までに時間がかかります。時間に余裕をもって来庁してください。

また、調査の結果、電子化されていない戸籍があった場合は、従来通り本籍地へ請求していただく必要があります。

✓ 戸籍届出時の戸籍証明書の添付が不要になります

本籍地以外の市区町村へ婚姻届などを提出する場合でも、戸籍証明書の添付は不要になります。

新型コロナワクチン接種が4月から変わります

✓ 自己負担なしでの接種は3月で終了します

これまで全額公費で負担していた新型コロナワクチンの特例臨時接種は3月で終了します。

▶ 3月までに接種を希望する場合

予約の受け付けは、3月8日（金）で終了します。予約枠に限りがありますので、接種を希望する人は、お早めに予約をしてください。

✓ 令和5年度中に終了するもの

新型コロナワクチン特例臨時接種の終了に伴い、次の①から③は令和5年度中に終了します。

- ①中央市新型コロナワクチン接種コールセンター
- ②予防接種証明書（令和5年度までの接種記録を希望する場合は、健康増進課で発行することができます。）
- ③接種会場へのタクシー無料送迎（65歳以上対象）

✓ 4月以降の新型コロナワクチン接種について

4月以降の新型コロナワクチン接種は、次の通り定期接種となります。

なお、定期接種の対象者以外の方は、任意接種として接種することができます。接種費用などの詳細は、内容が決まり次第、市ホームページや広報ちゅうおうなどでお知らせします。

対象者 中央市に住民登録されている人で、次の①②に該当する人

- ①接種日に65歳以上の人
- ②接種日に60歳から64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつものとして厚生労働省令に定められる人（障害者手帳1級相当）

実施期間 年1回（秋頃開始）

中央市国民健康保険からのお知らせ



国民健康保険の加入・脱退には手続きが必要です

「国民健康保険」と「会社などの健康保険」の間で資格が自動で切り替わることはありません。国民健康保険の加入・脱退の手続きには、次のものをお持ちのうえ、保険課までお越しください。

持ち物

▶ 国民健康保険に加入するとき

- ・資格喪失証明書など(会社などの健康保険を脱退したことを証明するもの)
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書(60歳未満で持ちの人)
- ・マイナンバーカード
- ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が届け出をする場合)

▶ 国民健康保険を脱退するとき

- ・会社などの健康保険証(保険証が変わった人全員分)
- ・国民健康保険証(保険証が変わった人全員分)
- ・限度額適用認定証などの各種医療証(持ちの人)
- ・マイナンバーカード
- ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が届け出をする場合)

郵送での加入・脱退の手続きができます

国民健康保険の加入・脱退手続きは、郵送でも受け付けています。郵送での手続きは、事前に保険課までお問い合わせください。



大学などへの進学や卒業が決まったら

学生用保険証を交付しています

中央市国民健康保険に加入している人で、進学を理由に市外へ転出される人には、学生用保険証を交付しています。学生用保険証の交付には手続きが必要です。転出届を提出したら、次のものをお持ちのうえ、保険課へ届け出を行ってください。

- 持ち物
- ① 学生であることが証明できるもの(在学証明書など)
 - ② 今までの国民健康保険証

学生用保険証を更新または返却する場合

現在、中央市国民健康保険の学生用保険証をお持ちの人には、3月末頃に学生用保険証の更新または返却の手続きについての案内通知を郵送しています。現況に応じて必要書類を確認のうえ、手続きをしてください。学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

※大学院などへの進学または転学などにより、在学状況に変更がある場合は、学生用保険証の資格を延長する手続きが必要です。